



【第3回ESG金融懇談会】

持続可能な社会の形成に向けたお金の流れ

平成30年3月23日（金）
環境省

1. SDGsと金融

SDGs達成と資金不足

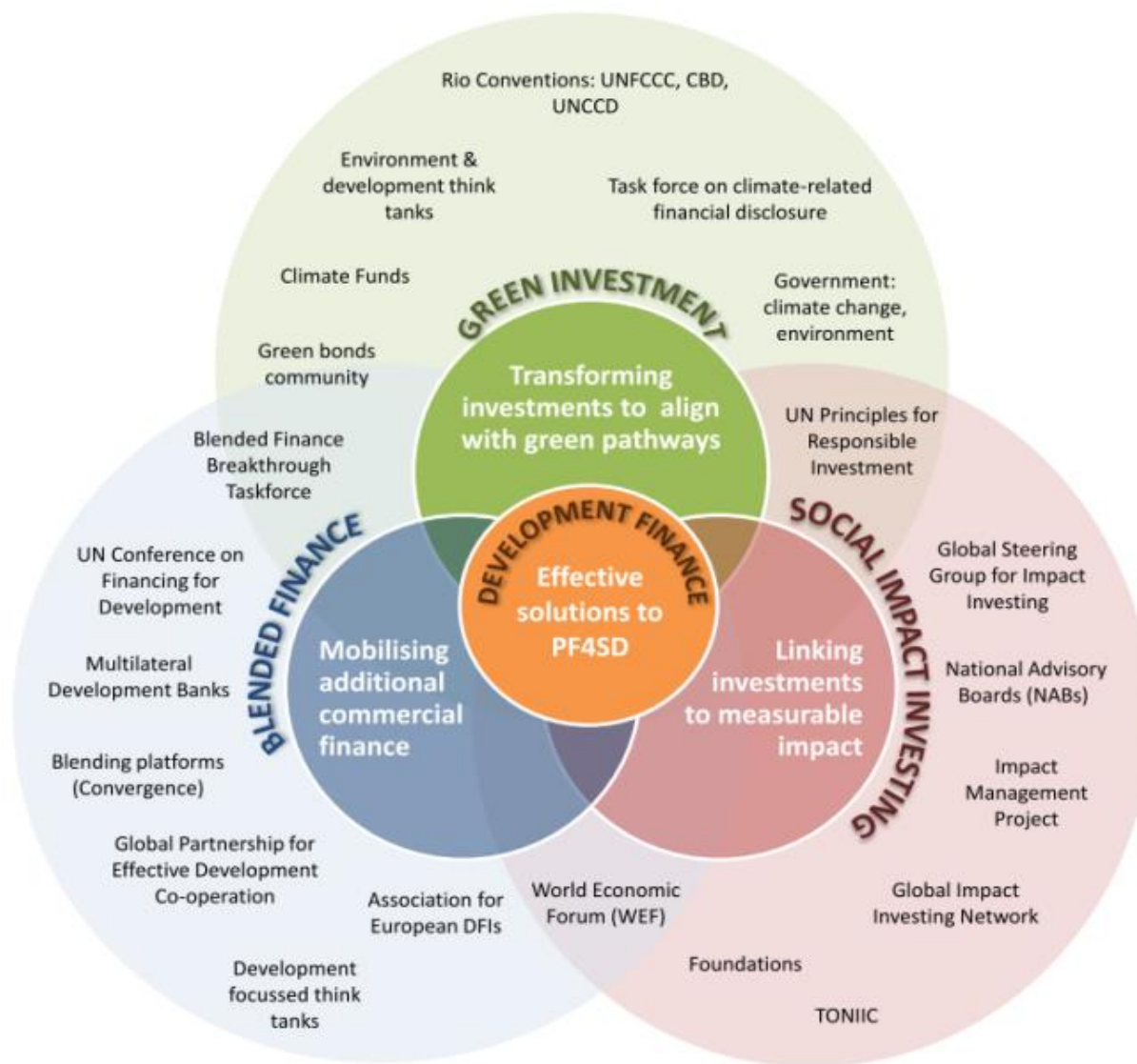
- SDGsの達成には毎年5~7兆米ドルの投資を要する。一方、発展途上国への投資は約2.5兆ドル/年不足しているなど、SDGs分野に対する民間資金の流入の加速・拡大が期待されている。

■ 発展途上国においてSDGs達成に必要な投資額と投資ギャップ<例>

SDGs 分野	内容	現状投資額 (十億\$/年)	必要投資額 (十億\$/年)	投資ギャップ (十億\$/年)	現状の投資額に占める民間資金の 平均割合 (%)	
					A	B
発電	発電、送電、配電への投資	~260	630~950	▲370~690	40~50	80~100
運輸	道路、空港、港湾、鉄道への投資	~300	350~770	▲50~470	30~40	60~80
通信	固定回線、携帯、インターネットへの投資	~160	230~400	▲70~240	40~80	60~100
水・衛生	産業・家庭への水・下水処理の供給	~150	~410	▲~260	0~20	20~80
食糧安全・農業	農業、研究、地域開発、セーフティネット等への投資	~220	~480	▲~260	~75	~90
気候変動緩和	関連インフラ、再生可能エネルギー、技術開発等への投資	170	550~850	▲380~680	~40	~90
気候変動適応	農業、インフラ、水管理、沿岸部等の適応対策への投資	~20	80~120	▲60~100	0~20	0~20
生態系/生物多様性	生態系保全・保護、海洋資源管理、持続可能な森林等		70~210			
健康	インフラ投資 (例 病院建設)	~70	~210	▲~140	~20	~40
教育	インフラ投資 (例 学校建設)	~80	~330	▲~250	~15	0~20

(出所) UNCTAD (2014) *World Investment Report 2014*, Table IV.2 Current investment, investment needs and gaps and private sector participation in key SDG sectors in developing countries. をもとにMURC作成。(MURC注: 複数分野にまたがるSDGsテーマについては、便宜上、当該テーマに関する投資額を代表的な特定分野に振り分けて集計している。このため、各分野の必要額が、実態対比過少に見積もられている場合があることに留意。)

SDGs達成に向けた資金メカニズムに関するグローバルな動き



(出所) OECD (2018) *PRIVATE FINANCE FOR SUSTAINABLE DEVELOPMENT –New approaches in development finance: the need for mobilisation.*

SDGsと金融に関する要人発言（例）

Mark Carney 英・中央銀行総裁、FSB議長	Christine Lagarde IMF マネジング・ディレクター	Ted Eliopoulos カルパース CIO	Larry Fink ブラックロックCEO
写真不掲載*	写真不掲載*	写真不掲載*	写真不掲載*
「SDGsの達成には、インフラやクリーンエネルギーに年間5兆ドルから7兆ドルの投資が必要とされる。公的資金や開発銀行だけでは不十分であり、金融メインストリームの参加が必要だ。」	「公的セクターは、その事業費と投資先を再構築することで、持続可能性を向上させる重要な役割を担っている。インフラ投資は持続可能性とインクルージョンを促進する。」	「SDGsの17の目標は『投資家への贈り物』である。どの 이슈が社会・環境分野に該当するのか長らく検討してきた投資家にフレームワークを与えた。2018年7月には、投資担当者に保有ポートフォリオとSDGsの関係をボードに報告させる。」	「社会は企業に広範な社会課題への対応を求めるようになっている。企業は、株主・従業員・顧客・コミュニティなど全てのステークホルダーを利さなければならぬ。」
António Horta Osório ロイズ銀行 CEO	Stuart Gulliver HSBC CEO	Hamish Galpin Hermes 中小型株ヘッド	Mark Wilson アビグループCEO
写真不掲載*	写真不掲載*	写真不掲載*	写真不掲載*
「英国市場にフォーカスした商業銀行の成功は、英国の繁栄にかかっており、英国の人々・ビジネス・コミュニティの繁栄に我々はコミットする。」	「SDGsボンドの発行は、世界の持続可能な開発をファイナンスする我々の責任を示すものだ。投資家は社会的・環境的責任のある投資機会を求めており、SDGsはその需要に応えている。」	「SDGsに沿ったエンゲージメントを通じて、人々、地球、そして投資家を利する潜在能力のある企業に我々はフォーカスする。投資リターンだけでなく、社会・環境へのインパクトも生み出す戦略だ。」	「我々の中核的価値は“レガシーをつくること”、即ち“よい祖先であること”だ。国連と金融業界が協力して民間資金を動員し、資本市場により安定的な足場を提供するべきだ。」

EU HLEG最終報告書（2018年）の概要

▶ 欧州委員会のもとに設置された「持続可能な金融に関するハイレベル専門家会合（HLEG（The High-Level Expert Group on Sustainable Finance））」の最終報告書（2018年1月）では、FSB-TCFDの提言（2017年6月）を受けた情報開示制度の見直しや、投資家責任（受託者責任）における時間軸の拡大、ESG要素の考慮等が提言された。2018年3月にはアクションプランが発表される予定。

■ EU HLEGとは

- EUの金融システム安定化のための資本市場強化に向けた「資本市場同盟（Capital Market Union）構築のためのアクションプラン」（2015年）において、長期投資及び持続可能な投資が一つの柱に据えられたことを受け、欧州委員会のもとに設置。

■ 目的

- EUの2030年気候変動目標や、パリ協定、SDGsへのコミットメントに基づき、グリーン技術への投資促進や、EUの持続可能な成長を支える金融システムの在り方として「欧州資本市場のための持続可能な金融戦略」を検討。

■ 2018年1月最終報告における主要提言〈一部抜粋〉

- EU内共通サステナビリティ・タクソノミー（分類手法）の確立（欧州サステナビリティ基準及びラベルの作成・導入（EUグリーンボンドのスタンダード策定等）
- 投資時間軸の拡大とESG要素の統合を投資家責任として明確化
- 開示ルールの改正：特に、非財務報告指令とTCFDの整合化
- 金融機関や金融監督庁のガバナンスへサステナビリティを統合
- 欧州監督当局（ESAs）におけるリスクモニタリングの時間軸拡大
 - その他、EUの会計基準が長期的投資の妨げとならないよう検討 等

- 4つのアクションプラン：受託者責任の明確化やサステナビリティリスク規制強化（2018年第2四半期）、用語定義に関する法改正（2019年夏）、グリーン金融商品向けEUラベルの創設（2019年夏）、非財務報告指令のFSB-TCFD対応（2019年夏）。

- G8社会的インパクト投資タスクフォースは、G8議長国の英国キャメロン首相（当時）の呼びかけで2013年に創設された。

「2次元から3次元へと、資本市場の思考のパラダイム・シフトが求められている。リスクとリターンという20世紀型の資本市場の原理に『インパクト』という新たな次元を加えることで、社会的インパクト投資は、私たちの能力をよりよい社会を構築するために転換する可能性を秘めている」

（出所）水口剛（2017）「ESG投資 ——新しい資本主義のかたち」日本経済新聞社。（原典はSOCIAL IMPACT INVESTMENT TASKFORCE Established under the UK's presidency of the G8(2014) *IMPACT INVESTMENT: THE INVISIBLE HEART OF MARKETS.*）より抜粋。

グローバル社会的インパクト投資運営グループ（GSG）

- GSGは、社会的インパクト投資をグローバルに推進することを目的として活動。G8社会的インパクト投資タスクフォースが前身であり、2015年、新たに5か国が参加した際に現在の名称となった。

■ GSGの活動

- GSGへ移行後、年1回のサミット（総会）のほか、注力分野の分科会において活動が行われている。現在、参加国は16か国（イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、日本、豪州、ブラジル、フィンランド、インド、イスラエル、メキシコ、ポルトガル、EU、アルゼンチン・ウルグアイ（EUとアルゼンチン・ウルグアイはそれぞれ1か国とカウント））。
- 2017年のサミットは米国シカゴで開催。政府、投資家、財団、非営利組織等から560名もの社会的インパクト投資ステークホルダーが参加。GSG議長ロナルド・コーエン卿*が、2020年までにGSG参加国を30か国に増やし、社会的インパクト投資の市場規模を1,500億ドルから3,000億ドルに拡大するマイルストーンを提示。2018年のサミットはインドで開催予定。

* 英国の休眠預金活用基金であるビッグ・ソサエティ・キャピタルの創設者。グローバル社会的インパクト投資運営グループ会長。社会的インパクト投資の父と言われる。

■ 日本国内の活動

- GSG参加国は各国内で諮問委員会を立ち上げ。日本では2014年に国内諮問委員会が立ち上げられた。定期会合に加え、社会的インパクト投資に関する情報発信等を実施。
- 2018年2月には、社会的インパクト投資フォーラム2018を開催。さらに、レポート「日本における社会的インパクト投資の現状2017」を公表。
- 上記レポートでは「社会的インパクト投資とESG投資の関係」に触れており、ESG投資家による社会的インパクト投資への関心の高まりに言及。社会課題解決に資する事業や企業の生み出す社会的・環境的リターンを重視する点を、最近のESG投資家の特徴として指摘。

（出所）GSG国内諮問委員会（2018）「日本における社会的インパクト投資の現状」、The European Venture Philanthropy Association(EVPA)ホームページ(<https://evpa.eu.com/blog/gsg-impact-summit-2017>)、GSGホームページ(<http://gsgii.org/nabs>)
をもとにMURC作成

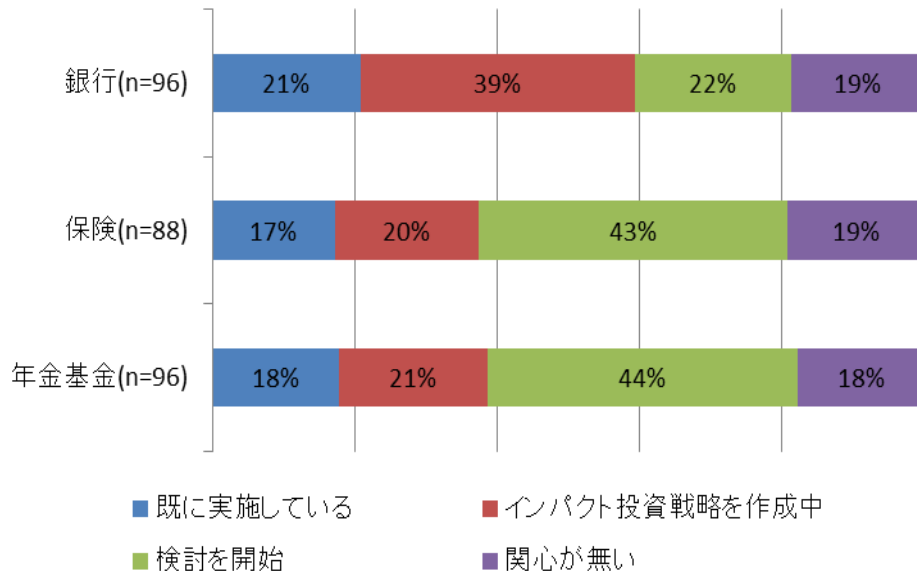
ESG要素を考慮した金融商品の多様化・拡大化傾向

➤ SDGsの目標に資する金融商品の多様化*、拡大化傾向がみられる。

*グリーンボンド、ウォーターボンド、ワクチン債、マイクロファイナンスボンド等。

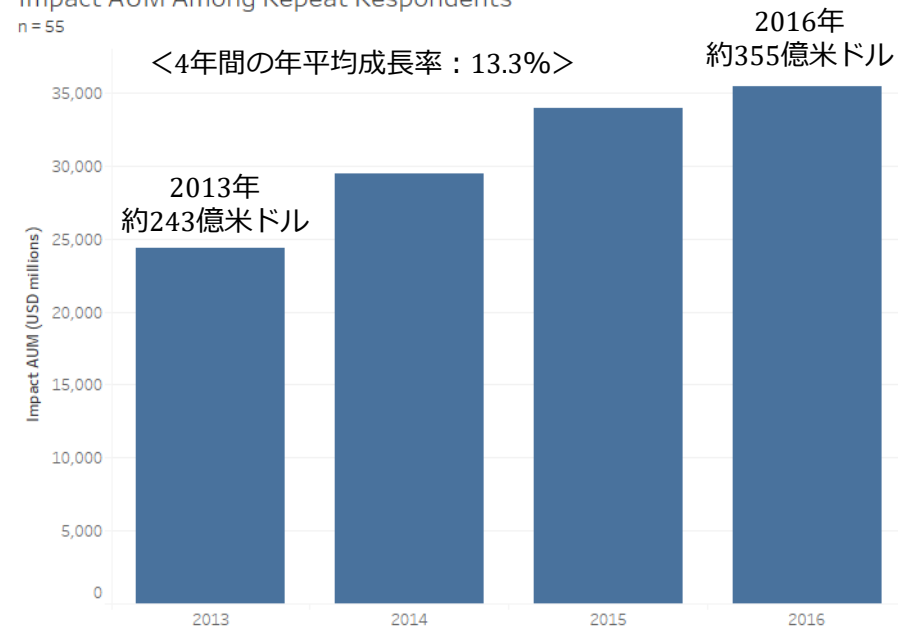
■ Global Impact Investing Network(GIIN)(2017)^[1]によれば、2016年末時点のインパクト投資資産運用総額は1,137億ドル(2015年末では774億ドル^[2])。うち、地域別には、北米が40%、欧州が14%、サブサハラが10%、中南米が9%の比率。また、58%が営利的資産運用会社による(例えば、UBSは2017年1月、今後5年間で5億ドルをインパクト投資に回す考えを表明^[3])

インパクト投資に対する運用会社の考え^[1]



インパクト投資資産運用額の推移 (継続回答分のみ)

Impact AUM Among Repeat Respondents
n=55



[1] GIIN (2017) *Annual Impact Investor Survey 2017*.

[2] GIIN (2016) *Annual Impact Investor Survey 2016*.

[3] UBS House View by the Chief Investment Office (2017) *Davos View: Why SII was this year's hot investment topic*.

Source: Annual Impact Investor Surveys, 2014-2017. The GIIN. Includes data only from respondents that completed the survey each year.

(出所) Annual Impact Investor Surveys, 2014-2017. The GIIN. 毎年の継続回答者のデータのみを含む。(MURC注: 4年間の年平均成長率はMURC算出。)

持続可能性を巡る投資に関する個人投資家の意識

▶ 個人投資家に対する各種調査結果からは、ESG投資に関する個人投資家の意識が世界的に高まっており、特にミレニアル世代（2000年以降に成人を迎える世代）の個人投資家では、ESGをより考慮するスタンスが窺われる。

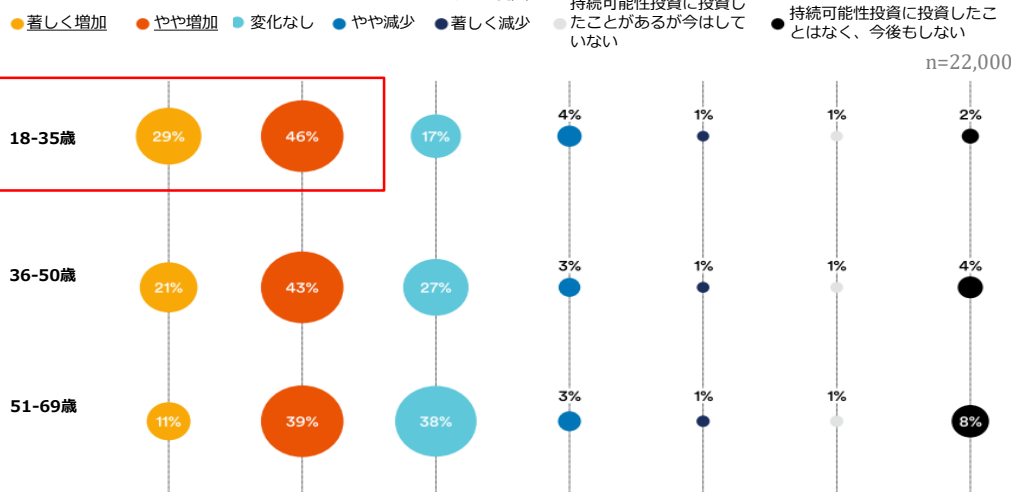
■ 持続可能性に向けた個人投資家の投資意欲

n=22,000

	持続可能性のための投資は5年前に比べて重要性を増した	過去5年間に持続可能性のための投資を増加した
全世界	78%	64%
ヨーロッパ	75%	58%
アジア	80%	68%
アメリカ	81%	70%

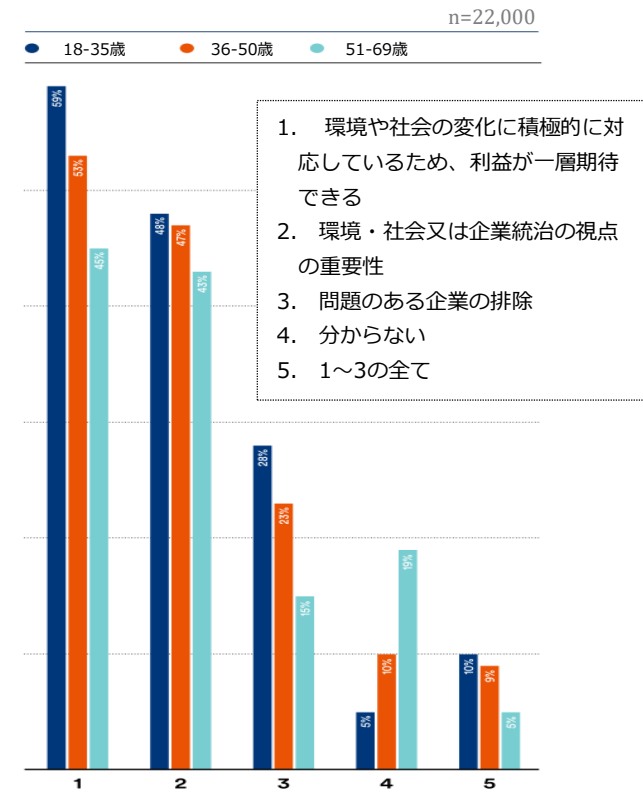
(出所) Schroders (2017) *Schroders Global Investor Study 2017: Sustainable investing on the rise*. (注:30か国の個人投資家(12ヶ月以内に1万ユーロ相当以上の投資を予定しており、過去10年間に投資内容に変化のあった層)22,000人を対象としたネットアンケート調査結果。)

■ 世代別にみたESGへの投資意欲



(出所) Schroders (2017) *Schroders Global Investor Study 2017: Sustainable investing on the rise*.

■ 世代別にみたESG投資への理解 (問: 持続可能性に向けた投資について、あなたの考えに近いのはどれですか)



(出所) Schroders (2017) *Schroders Global Investor Study 2017: Sustainable investing on the rise*.

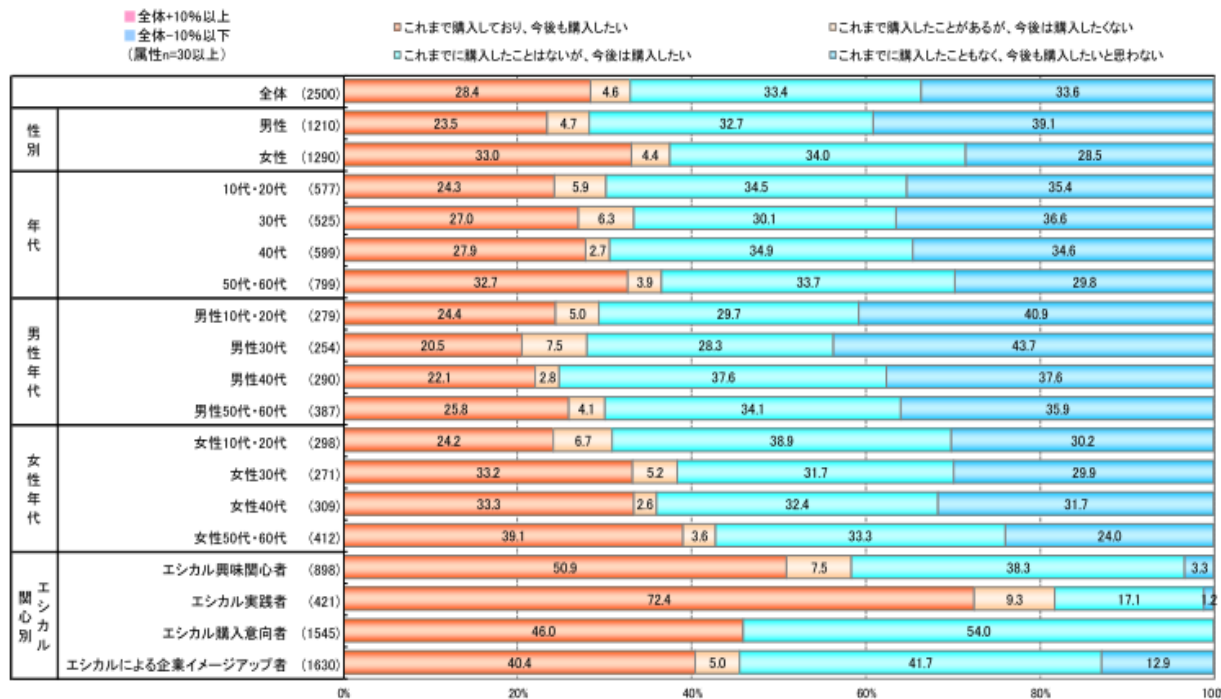
消費者教育、次世代育成におけるESG考慮の促進策

➤ 消費者教育推進法（2012年）では「消費者行動が社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ること」を踏まえた消費者教育の方向性が示され、将来的にESG視点での消費者選好が広がることが期待される。

■ 消費者教育推進法における「消費者市民社会」の定義

「自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の経済社会情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」

■ エシカルな商品・サービスの購入状況・購入意向



(出所) 消費者庁(2017年)「倫理的消費」調査研究会取りまとめ」.

■ 学校におけるSDGsの学習



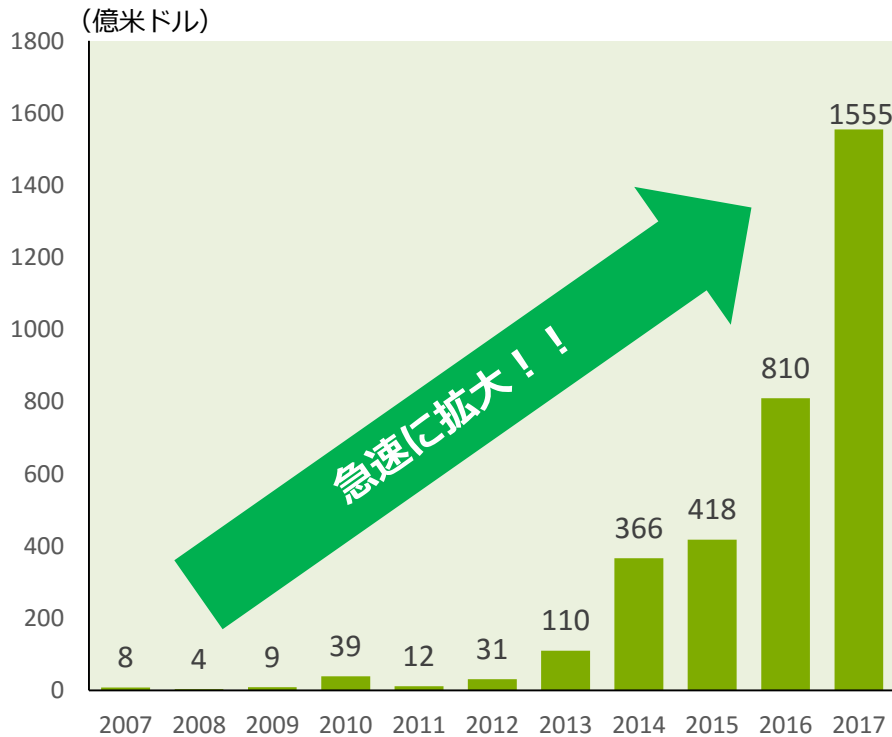
(出所) 公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

2. グリーンボンド

国際的なグリーンボンドの普及

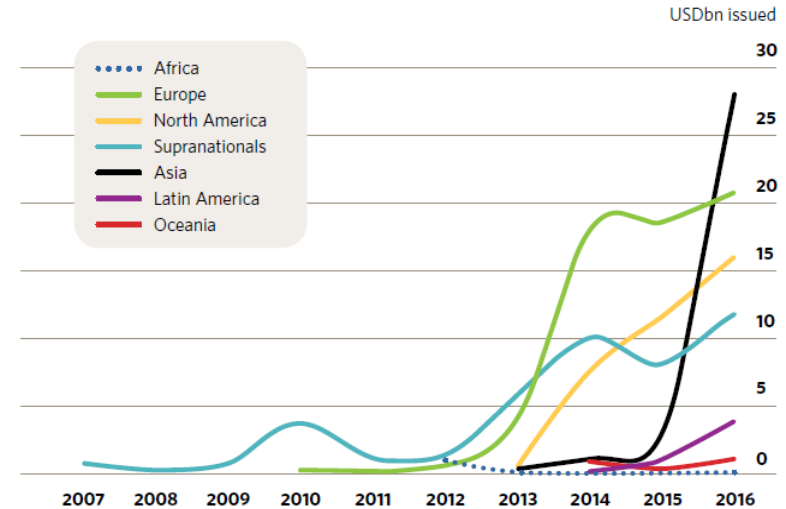
- 近年、国際的にはグリーンボンドが急速に普及。発行体の属性や地域も多様化が進んでいる。
- ESG投資の世界的普及などを背景に、諸外国では発行額が急増。
(2012年：31億ドル⇒2017年：1555億ドル)

■ 世界のグリーンボンドの発行額の推移



(出所) Climate Bonds Initiative ホームページより環境省作成

■ 発行体の所属国・地域別発行実績



(出所) Climate Bonds Initiative “Green Bonds Highlights 2016”

■ 調達資金の充当対象別の発行実績(2017年)



(出所) Climate Bonds Initiative “Green Bonds Highlights 2017”

グリーンボンドを取り巻く国際情勢

- ICMAによる「グリーンボンド原則」(GBP)が国際的には最も広く認知されているが、他方で様々なローカルガイドラインや基準が策定されつつあり、国際的なHarmonizationが今後課題となる可能性。
- 日本のグリーンボンドガイドライン2017年版についても、GBPの毎年の改訂や国際的な動向に応じ、必要に応じ随時改訂していく予定。

**Climate Bond Standard
(CBI)
2017.1 (V2.1)**

**The Green Bond
Principles
(ICMA)
2014.1**

**ASEAN Green Bond
Standards
(ASEAN Capital
Markets Forum)
2017.11**

**中国グリーンボンド
ガイドライン
(中国人民銀行)
(国家発展改革委員会)**

**グリーンボンドのプロ
ジェクトの環境改善効果
に関する規格
(ISO)
2017.8～米提案、開発中**

**EU Green Bond Standard
(EU HLEG)
2018.1～
2018年中に導入予定**

世界のグリーンボンド発行事例

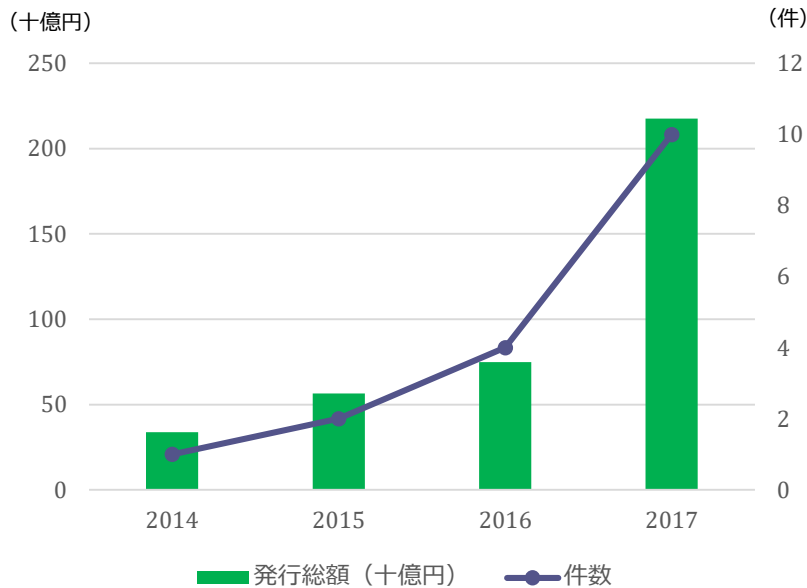
発行体 (種別/事業分野)	発行時期	発行金額	調達資金の投資対象	利率	償還期間
Toyota Financial Services (米国、民間企業・金融業)	2017年11月	6億ユーロ	トヨタの電気自動車、低公害車の購入を希望する消費者へのローン原資	-	-
Greenko (インド、民間企業・エネルギー)	2017年7月	10億米ドル	再生可能エネルギー事業への投資	5.10%	5年-7年
EDF (フランス、民間企業・電力)	2017年1月	260億円	新規の再生可能エネルギー（発電設備の建設への投資、既存水力発電設備の改修更新および自動化・新規水力発電設備の建設への投資	1.28%, 1.57%	12年,15年
フランス共和国 (政府)	2017年1月	70億ユーロ	グリーンプロジェクトのファイナンス・リファイナンス（建物、低炭素交通、クリーンエネルギー、生物資源・生物多様性、適応、汚染管理等）	1.75%	22年
ベルギー（政府）	2018年3月	45億ユーロ	環境配慮型交通インフラ、土地利用、再生可能エネルギー、サーキュラーエコノミー、省エネ等	1.25%	15年
マサチューセッツ州（地方自治体）	2017年3月	7.8億米ドル	水質保全、州政府の建築物における省エネ及び維持管理、河川保全等	-	-
SpareBank 1 Boligkreditt（ノルウェー、金融業）	2018年1月	10億ユーロ	居住用グリーンビルディング	-	-
国家開発銀行（中国、政策投資銀行）	2017年11月	5億ドル	再エネ、クリーン交通、水資源管理等分野での一帯一路政策に沿ったグリーン事業	2.75%	5年
		10億ユーロ		0.375%	4年
Apple, Inc. (米国、民間企業・電子製品)	2017年6月	10億ドル	再生可能エネルギープロジェクト等	-	10年
Fannie Mae	2017年1月 ~11月	合計249億ドル	グリーンMBS	-	-

日本におけるグリーンボンドの普及

- 日本においても、徐々にグリーンボンドの発行・投資事例が出始めているが、十分ではない。
- 国内外のこうした動きをとらえ、グリーンボンドを通じて、さらに多くの民間資金を地球温暖化対策へ導入していくことが、国際的な合意事項である「2℃目標」や「SDG s」の達成には不可欠。
- さらなるグリーンボンド発行・投資の普及のため、平成29年3月、環境省は「グリーンボンドガイドライン」を策定・公表した。

■ 国内企業等によるグリーンボンドの発行数推移

■ 国内企業等によるグリーンボンドの発行事例



発行時期	発行体等	発行金額	資金使途
2014/10	日本政策投資銀行	2.5億ユーロ	グリーンビルディング向け融資
2015/10	三井住友銀行	5億米ドル	再生可能エネルギー事業・省エネルギー事業
2016/9	野村総研	100億円	省エネ建築物の取得など
2016/9	三菱UFJFG	5億米ドル	再生可能エネルギー事業など
2015/10 - 2017/12	メガソーラー グリーンプロ ジェクトボンド 信託※	約435億円 (2017/12現在)	メガソーラープロジェクト ※カナディアン・ソーラー・プロジェクト、JAG国際エナ ジー、栗本ホールディングスの3社から計8件発行
2017/10	三井住友FG	5億ユーロ	再生可能エネルギー事業及び省エネ事業
2017/10	みずほFG	5億ユーロ	再生可能エネルギー、汚染の防止と管理等
2017/10 2017/12	東京都	100億円 (機関投資家向) 1.17億豪ドル (個人投資家向)	五輪関連施設の環境対策、スマートエネ ルギー都市づくり、気候変動影響への適応(中 小河川整備等)、公園整備による緑化等
2017/11 2018/2	鉄道・運輸機構	200億円 245億円	都市鉄道利便増進事業(神奈川東部方面線)
2017/12	戸田建設	100億円	浮体式洋上風力発電設備の建設(長崎県五島 市)
2018/1	三菱UFJFG	5億ユーロ	再生可能エネルギー事業など

グリーンボンドのメリット

発行のメリット

① グリーンプロジェクト推進に関する積極性のアピール

グリーンボンドは調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定される。グリーンボンド発行によりグリーンプロジェクト推進に積極的であることをアピールでき、それを通じて社会的支持を獲得。

② 新たな投資家との関係構築

グリーンボンド発行により、グリーン投資家等と新たな関係を構築し、資金調達基盤の強化につながる。 等

投資のメリット

① ESG投資の一つ

ESG投資に関するコミットをしている投資家にとっては、自らのコミットメントに合致する投資対象となる。また、グリーンプロジェクトへ積極的に資金供給していることをアピールでき、それを通じて社会的支持を獲得。

② オルタナティブ投資

株式や債券等の伝統的資産との相関性が低い商品も。また、今後、気候変動関連の社会・経済の移行リスクをヘッジする手段として有効となる可能性。 等

社会的メリット

① 温室効果ガスの削減や自然資本の劣化の防止

グリーンプロジェクトへの民間資金の導入が拡大し、温室効果ガスの削減や自然資本の劣化防止に資する。

② グリーン投資に関する個人の啓発

グリーン投資や、自らが預金・投資した資金の用途への個人の関心の向上につながる。

③ 社会・経済問題の解決への貢献

グリーンプロジェクトの推進により、エネルギーコストの低減、地域活性化、災害時のレジリエンス向上に資する。

グリーンボンドガイドライン策定までの経緯

- ▶ 平成28年10月から平成29年3月に向け、「グリーンボンドに関する検討会」を4回にわたり開催。本ガイドラインの内容等が議論された。
- ▶ 平成28年12月、「グリーンボンドに関する意見交換会」を開催。検討会の委員と、「グリーンボンド原則」に関する知見を有する欧米の市場関係者との間で、本ガイドラインの内容等に関する意見交換を実施。
- ▶ ガイドラインのとりまとめに向けた議論の透明性の確保のため、①検討会資料・議事要旨の公表、②パブリックコメントによる意見募集とその意見の反映、③「「グリーンボンドガイドライン（仮称）」に係る第三者委員会」（平成29年2月）による検証、を実施。

■ グリーンボンドに関する検討会 委員名簿（敬称略・五十音順）

座長	水口 剛	高崎経済大学 経済学部 教授
委員	足立 直樹	株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役
委員	阿部 和彦	PwCサステナビリティ合同会社 執行役員
委員	井上 徹	ゴールドマン・サックス証券株式会社 投資銀行部門 資本市場本部 インフラストラクチャー・ストラクチャードファイナンス部 部長
委員	河口 大輔	日本生命保険相互会社 クレジット投資部 担当課長
委員	島 義夫	玉川大学 経営学部 教授
委員	菅原 雅康	東京都財務局 主計部 公債課長
委員	寺本 光	ケネディクス不動産投資顧問株式会社 オフィス・リート本部 企画部長
委員	徳田 健	大和証券株式会社 デット・キャピタルマーケット部 海外オリジネーション課 兼 オリジネーション二課 上席課長代理
委員	松岡 基嗣	株式会社日本政策投資銀行 財務部 次長 兼 財務課長
アドバイザー	岸上 恵子	日本公認会計士協会 常務理事
アドバイザー	丸野 雅人	日本証券業協会 自主規制本部公社債・金融商品部長 兼 市場統計業務室長
事務局	環境省 総合環境政策局 環境経済課	

■ ガイドライン策定までの経緯

平成28年10月28日	第1回検討会 (導入、各論点の議論1)
平成28年12月8日	第2回検討会 (各論点の議論2)
平成28年12月27日	グリーンボンドに関する 意見交換会
平成29年1月13日	第3回検討会 (ガイドライン骨子案の議論)
平成29年1月26日～2月14日	パブリックコメント
平成29年2月2日	第三者委員会
平成29年3月1日	第4回検討会 (ガイドライン本文案の議論)
平成29年3月28日	ガイドライン策定・公表

グリーンボンドガイドラインの概要①

【グリーンボンドとは】

- グリーンボンドとは、企業や地方自治体等が、グリーンプロジェクトの資金調達のために発行する債券。①調達資金の用途をグリーンプロジェクトに限定、②調達資金を追跡管理、③レポーティングを通じ透明性を確保、の3つの性質。
- 2016年の年間発行額は810億米ドル（前年比192%）。2015年以降、中国・インド等アジアにおける発行が急増。
- 調達資金の充当対象別の発行実績（2016年）は、「再生可能エネルギー」が38%と最も多く、次いで「省エネルギー」が18%となっている。その他、「低炭素交通」「水資源」「廃棄物処理」「農業・森林」「適応」等。

【グリーンボンドのメリット】

- 発行のメリット・・・①グリーンプロジェクトに関する積極性のアピール、②新たな投資家との関係構築、等
- 投資のメリット・・・①ESG投資の一つ、②投資利益と環境面等からの利益の両立、等
- 環境面・社会面のメリット・・・①温室効果ガスの長期大幅削減や自然資本の劣化の防止、②グリーン投資に関する個人の啓発、③社会・経済問題の解決への貢献（地域活性化、災害時のレジリエンス向上）、等

【ガイドラインの目的】

- 「パリ協定」「国連持続可能な開発目標」の目標達成のため、グリーンプロジェクトへの民間資金の大量導入が不可欠。その一つのツールとしての「グリーンボンド」の国内における普及は十分とはいえず、その普及を図る必要がある。
- 本ガイドラインは、「実務担当者」が参考とし得る具体的対応の例、我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドの環境改善効果に関する信頼性確保と、発行体の負担削減の両立につなげ、グリーンボンドの普及を図るもの。

【ガイドラインの基本的な考え方】

- グリーンボンド市場は、本来、発行体と投資家の間での、十分な情報を基礎とした対話を通して成熟していくべき。グリーンボンドに期待される事項をあらかじめ整理しておくことは、発行体と投資家間の対話の基礎となる。
- 発行体と投資家の双方にとって、グリーンボンド一般に対する社会的な信頼が維持されることは重要。特に、グリーンウォッシュ債券がグリーンボンドとして市場に出回ることの防止は極めて重要。
- 国際的に広く認知されているグリーンボンド原則との整合性に配慮。
- 発行体による情報開示、その情報を活用した投資家等による評価が重要。これにより、発行体の対応の多様性を確保しながらも、グリーンウォッシュ債券が出回ることに關する市場の牽制を働かせることができる。

グリーンボンドガイドラインの概要②

【グリーンボンドに期待される事項】

① 調達資金の使途

- グリーンボンドによる調達資金は、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるべき。

再生可能エネルギー

- ・ 再生可能エネルギー発電 ・ 再生可能エネルギー熱利用 等

省エネルギー

- ・ 省エネルギー建築物の新築・改修 等

汚染の防止と管理

- ・ リサイクル ・ 有害物質抑制 等

自然資源の持続可能な管理

- ・ 持続可能な農業・漁業・林業 等

生物多様性保全

- ・ 里山や里海の保全 等

クリーンな運輸

- ・ 次世代自動車の開発・製造 等

持続可能な水資源管理

- ・ 水循環の保全 ・ 洪水緩和対策 等

気候変動に対する適応

- ・ 都市インフラの防災機能強化 等

環境配慮製品・製造技術・プロセス

- ・ 環境配慮型製品等の開発 等

② プロジェクト評価・選定プロセス

- 発行体は、
 - ① グリーンボンドの環境面での目標
 - ② 具体的なプロジェクト評価・選定の判断根拠となる規準
 - ③ その判断を行う際のプロセスを、事前に投資家に説明すべき。

③ 調達資金の管理

- 発行体は、調達資金の全額について、適切な方法（補助勘定の利用、社内システム等による充当資金の残高管理など）により追跡管理を行うべき。
- 発行体は、グリーンボンドによる調達資金の追跡管理の方法について、投資家に事前に説明すべき。

④ レポートニング

- 発行体は、グリーンボンドによる調達資金の情報を、発行後に一般開示（ウェブサイト掲載等）すべき。
- 上記の開示事項には、「調達資金を充当したグリーンプロジェクトの概要」「充当した資金の額」「環境改善効果」が含まれるべき。

【外部機関によるレビュー】

- 発行体が、グリーンボンドのフレームワークについて、客観的評価が必要と判断する場合には、外部機関によるレビューを活用することが望ましい。

【モデルケース】

- 事業会社、金融機関、地方自治体等が様々なグリーンボンドを発行する場合をモデルケースとして想定し、前記各事項にどのように対応することが考えられるかの例を提示。

グリーンボンド発行促進体制整備支援事業の概要

平成30年度予算（案）
850百万円（新規）

背景・目的

- 2度目標の達成のために必要な巨額の投資をまかなうためには、民間資金を低炭素化事業（再エネ、省エネ等）に大量導入していくことが不可欠である。このための有効なツールとして、近年、国際的に「グリーンボンド」が活発に発行されている。
- 我が国においてもグリーンボンドの発行事例は増えてきているものの、通常の債券発行手続きに加え、グリーンボンドフレームワークの検討・策定・運用が必要となることから、十分に導入されているとは言えない。グリーンボンド市場の自律的な形成・発展に向けては、その発行支援を的確に行える主体の育成が重要となる。
- このような状況を踏まえ、我が国におけるグリーンボンドの発行支援体制を整備し、グリーンボンドの発行・投資を促進し、グリーンボンドにより企業や自治体が調達した資金を活用して効率的に低炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。

事業概要

①グリーンボンド発行促進プラットフォームの整備

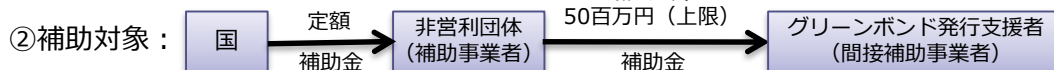
グリーンボンドの発行支援を行う者の登録・公表、発行事例の情報共有や国内外の動向分析・情報発信等を行うグリーンボンド発行促進プラットフォームを整備する。

②グリーンボンド発行支援体制の整備

グリーンボンドを発行しようとする者（企業・自治体）に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援（外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助する。

事業スキーム

①委託対象：民間団体等（170百万円）



期待される効果

グリーンボンドにより調達した民間資金が低炭素化事業に活用され、それによって効率的にCO2削減が図られる。

イメージ

① 発行支援コスト（外部レビュー付与、コンサル等）を支援

補助事業者

グリーンボンド発行促進プラットフォーム

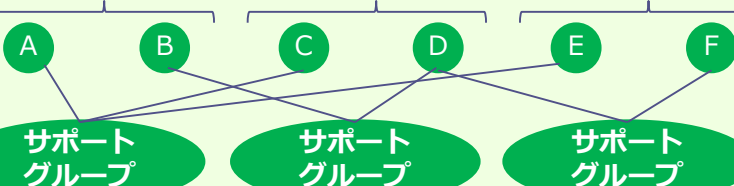
- ①発行支援を行う者の登録・公表
- ②グリーンボンドの発行事例の知見集積・情報共有
- ③国内外のグリーンボンドの情報分析・発信

登録申請 ↓ 登録・公表

グリーンボンドの発行支援を行う者

(GBストラクチャー、外部レビュー機関、コンサル)

グリーンボンドストラクチャー部門 外部レビュー部門 コンサルティング部門



グリーンボンドの発行促進



投資

環境改善事業・SPC

再生可能エネルギー事業
・省エネ建築物建設、改修 等

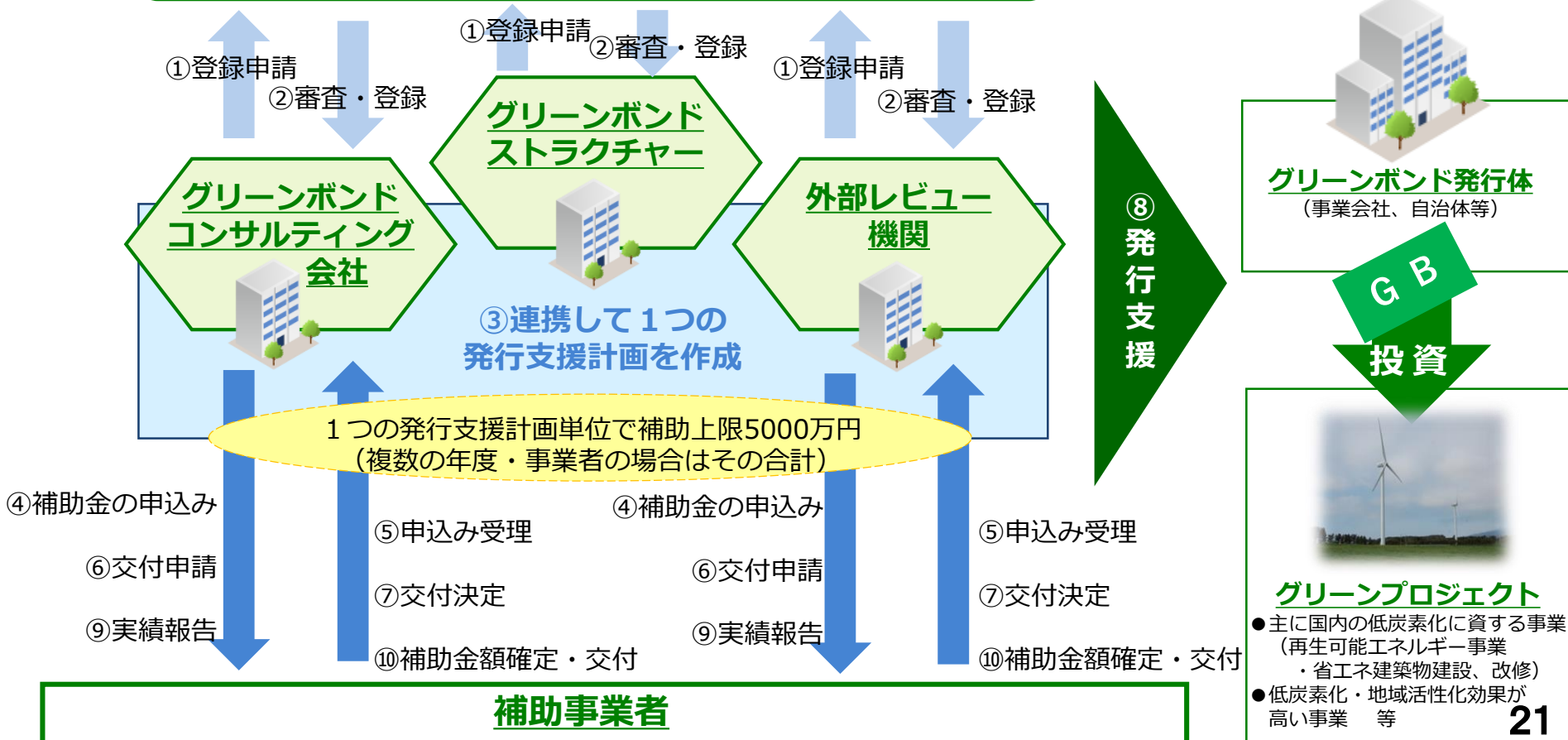
民間資金活用により
効率的に事業実施！
CO2削減！

グリーンボンド発行支援体制補助制度

ポイント

- ▶ グリーンボンドを発行しようとする者（企業・自治体等）に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援（外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助する。

グリーンボンド発行促進プラットフォーム 【発行支援者登録・公表業務を受託する非営利法人】



グリーンボンド発行促進プラットフォーム

概要

- グリーンボンドの発行・投資の機運を醸成していくため、「グリーンボンド発行促進プラットフォーム」を設置し、国内・国外に対し、日英二言語で様々な情報発信を行う。
- 当面は暫定的なプラットフォームとし、準備が整い次第本格運用する予定。

主な掲載内容

①登録情報の公表

発行を検討する者が、支援ノウハウを有する者にアクセスしやすくなるよう、登録発行支援者について、その名称・連絡先、発行支援メニュー、発行促進表明等の情報を公表する。

②発行事例の知見集積

発行ノウハウが市場全体に蓄積し、グリーンボンドの発行の追加コストが低減するよう、国内にてグリーンボンドが発行された事例の知見を集積し、可能な範囲で広く情報共有する。

※秘匿性が高い情報は、匿名性を確保の上統計データ等として公表。グリーンボンド発行前の情報は掲載しない。

③国内外のGBの情報分析・発信

シンポジウムの開催、国内外のグリーンボンドや関連するグリーンファイナンスの動向等の情報収集・分析・発信を行う。調査・分析は、テーマ・実施者を募集することも検討。

グリーンボンド発行モデル創出事業（H29年度～）

事業目的

- モデル性を有するグリーンボンドの発行スキームについて「グリーンボンドガイドライン2017年版」への準拠性の確認を環境省が行うことで、グリーンボンド発行事例を創出し、モデル事例に係る情報を発信することで、国内におけるグリーンボンドの発行・投資の普及を図る。
- 平成30年度においても継続実施。

モデル発行事例の公募期間：平成30年2月26日～平成31年1月18日

事業概要

- (1) モデル発行事例公募
 - H29年度は2回公募を実施。H30年度は、通年公募。
- (2) モデル発行事例選定
 - 有識者等で構成される審査委員会にて、応募事例のモデル性を検証。
- (3) ガイドライン適合性確認
 - 環境省及び環境省の請負事業者が、ガイドラインへの適合性を確認。H30年度は、通年で一つの請負事業者が実施予定。
 - H29年度は、1次公募で1件確認、2次公募について作業中。
- (4) 情報発信
 - 応募フレームワークを用いるグリーンボンドの発行内容の確定時点で、適合性確認に係る報告書を発行（H30年度から英語版も作成予定）。

日本におけるグリーンボンドの発行・投資への期待

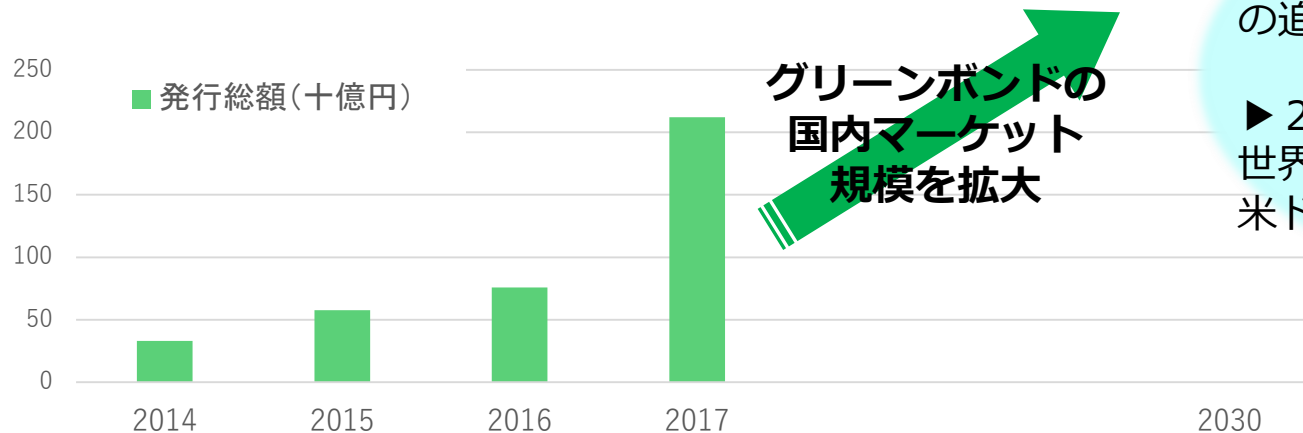
▶ 今後、日本におけるグリーンボンドについて、

- ・ 多様な発行体の参入
- ・ ボンドの種類が多様化
- ・ 資金使途のグリーンプロジェクトの多様化
- ・ 発行に要する追加コストの低減

が進み、国内外のESG投資家の投資を呼び込み、国内グリーンボンドのマーケット規模が拡大することを期待。

▶ さらには、グリーンボンドが国内グリーンプロジェクトの資金調達の安定的な手段になることを期待。

■ 日本におけるグリーンボンドの発行額推移



▶ 2030年温室効果ガス26%削減（日本の削減目標）、巨額の追加投資が必要。

▶ 2℃目標
世界全体で2050年までに12兆米ドルの追加投資が必要。